

国内募集型企画旅行条件書

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。お申し込みいただく前に、この条件書を必ずお読みください。

1. 募集型企画旅行契約

- この旅行は、ハウステンボス観光株式会社(以下「当社」という)が企画・募集・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。
- 当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。))の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。
- 旅行契約の内容・条件は、ホームページ・パンフレットまたは募集広告(以下「募集広告等」といいます。)、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「約款」といいます。))によります。当社約款をご希望の方は、当社にご請求ください。または当社ホームページからご覧いただけます。

2. 旅行契約のお申し込みと旅行契約の成立時期

- 当社にて当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、申込金(但し、日帰りの国内旅行については旅行代金の全額)を添えてお申し込みいただきます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。
- 当社は電話、郵便、ファクシミリ、Eメール、インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受け付けることがあります。この場合、契約はご予約の時点では成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日がお客様に到達した日の翌日から起算して3日以内にお申し込み内容を確認のうえ、申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込書の提出と申込金の支払いがなされない場合、当社はお申し込みがなかったものとして取り扱います。また、旅行契約は、申込金を受領した後、当社がお客様と旅行契約を承諾する通知を出したときに、成立いたします。
- 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- 申込金の額は以下の通りです。なお、申込金は後記する「お支払い対象旅行代金」「取消料」「違約金」のそれぞれ一部または全部として取り扱いいたします。

ご旅行金	3万円未満	3万円以上 6万円未満	6万円以上 10万円未満	10万円以上 15万円未満	15万円以上
申込金	6,000円	12,000円	20,000円	30,000円	旅行代金の20%

但し、別途パンフレットに申込金の記載がある場合はその定めるところによります。
ローンを利用される場合には旅行代金の10%以上を頭金としますが、これはそのまま申込金に充当されます。

3. お申し込み条件

- 18歳未満の方が単独でご参加の場合は、親権者の同意が必要です。15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。ただし、特定のコースに限って15歳未満の方でも親権者の同意によって単独でご参加をお受けすることがあります。
- 特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りする場合があります。
- お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- お客様が当社に対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社の信用を毀損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- 旅行のお申し込み時に、慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっていられる方、妊娠中の方、身体に障害をお持ちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨を旅行のお申し込み時にお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とさせていただきます。なおこの場合、医師の診断書を提出していただく場合があります。また、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介助者または同伴者の同行などを条件とさせていただきますが、コースの一部について内容を変更させていただくか、又はご負担の少ない他の旅行をお勧めするが、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。
- 当社は、本項(1)(2)(6)の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、(1)(2)はお申し込みの日から、(6)はお申し出の日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。
- お客様が旅行中に疾病、傷害、その他の事由により、医師の診断または加療を必要とする当社が判断した場合は、旅行の円滑な実施を図るため必要な措置をとらせていただきます。これにかかると一切の費用はおお客様ののご負担となり、お客様は当該費用が当社が指定する期日までにお支払いいただきます。
- お客様の都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。
- 旅程中、お客様の都合により、旅行の行程から離脱する場合には、その旨及び復帰の有無、復帰の予定日時などについて必ず添乗員もしくは係員にご連絡いただきます。
- お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

4. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- 当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しいたします。契約書面は募集広告等、本旅行条件書などにより構成されます。
- 当社はあらかじめ本項(1)の契約書面を補充する書面として、お客様に、集合時刻・場所、利用する運送機関、宿泊機関などに関する確定情報を記載した最終旅行日程表をあらかじめ契約書面に記載した場合は除き、遅くとも旅行開始日の前日までにお渡しいたします。ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前にあたる日以降の場合、旅行開始日当日にお渡しする場合がございます。なお、お渡し法には郵送等を含みます。
- 当社は、あらかじめお客様の承諾を得て、旅行日程、旅行サービスの内容、その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面または確定情報を記載した最終旅行日程表の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項を提供する場合がございます。その場合は、お客様の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認いたします。

5. 旅行代金のお支払い

旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日前までにお支払いいただきます。尚、21日前以降にお申し込みされた場合は旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

6. 旅行代金について

- 参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上(航空機利用コースは満3歳以上)12歳未満の方は、こども代金となります。コースによっては幼児代金・乳幼児代金等の設定がございます。
- 旅行代金は、各コースごとに表示してございます。出発日とご利用人数でご確認ください。
- 「旅行代金」は、第2項の「申込金」、第13項(1)の「取消料」、第13項(4)の「違約料」、及び第22項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。募集広告等における「旅行代金」の計算方法は、「旅行代金」として表示した金額「プラス」「追加代金」として表示した金額「マイナス」「割引代金」として表示した金額」となります。

7. 旅行代金に含まれるもの

- 旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のないかぎりエコノミークラス)、宿泊費、食事代、入場料・拝観料等及び消費税等諸税。
- 添乗員が同行するコースにおける添乗員の経費、団体行動に必要な心付。
- その他募集広告等において、旅行代金に含まれる旨、表示したものの上記費用お客様の都合により、一部利用されなくとも原則として払い戻しはいたしません。

8. 旅行代金に含まれないもの

- 前項(1)から(3)のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。
 - 超過手荷物料金(特定の重量・容量・個数を超える分について)
 - グリーンング代、電話代その他の追加料金等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。
 - ご希望の者に参加されるオプション・ツアー(別料金の小旅行)の料金
 - ご自宅から発着地までの交通費・宿泊費

9. 追加代金と割引代金

第6項でいう「追加代金」及び「割引代金」は当社が募集広告等に表示した以下のものをいいます。

- 追加代金

- ホテルまたはお部屋タイプのグレードアップのための追加代金
- 航空便の選択や航空機使用席等の等級の選択による追加代金
- レンタカーのクラスのグレードアップのための追加代金
- 「食事なしプラン」などを基本とする場合の「食事付きプラン」などの追加代金
- 「観光なしプラン」などを基本とする場合の「観光付きプラン」などの追加代金
- 「延泊プラン」「途中延泊プラン」による延泊代金
- その他「○○○プラン」「○○○追加代金」とし追加代金を表示したもの
- 割引代金
- ①「小人割引」など、年齢、参加人数、その他条件による割引代金
- ② その他「○○○割引」とし割引代金を表示したもの

10. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後にご説明いたします。

11. 旅行代金の変更

- 当社は利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更します。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。
- 当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を減額します。
- 第10項により旅行内容が変更され旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用を含みます。)が増加したときは、運送・宿泊機関など当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず運送・宿泊機関などの座席、部屋その他諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を増額いたします。
- 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を募集広告等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

12. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料として所定の金額をいただきます。(既に航空券を発行している場合、別途再発券に関わる費用を請求する場合があります。)また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

13. 取消料

- 旅行契約の成立後、お客様の都合で旅行を取消される場合には、旅行代金に対しておひとりにつき下記の料率で取消料をいただきます。尚、複数人数のご参加で、一部の方がキャンセルの場合は、ご参加のお客様からは1室ご利用人数の変更に対する差額代金をいただきます。

① 国内旅行に係る取消料

契約解除日	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって			旅行開始日		旅行開始後または無連絡不参加
	21日前	20日～8日	7日～2日	前日	当日	
取消料 (お一人様)	無料	旅行代金の20%	旅行代金の30%	旅行代金の40%	旅行代金の50%	旅行代金の100%

② ロマンティック・ディ・トリップツアーのみの場合に係る取消料

契約解除日	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって			旅行開始日	旅行開始後または無連絡不参加
	6日前	5日～4日	3日目以降		
取消料 (お一人様)	無料	旅行代金の20%	旅行代金の20%	旅行代金の50%	旅行代金の100%

- ただし、ロマンティック・ディ・トリップツアーのみの場合に係る取消料の場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって5日～4日までの場合、取消人員が14名以下の場合は無料。
- 貸切船舶を利用するコースは、パンフレット等に明示する当社約款に基づく取消料によります。
 - オプションプランも本項(1)の①の取消料が別途適用されます。
 - 当社の定める申込み期限内に、お客様の都合で出発日・コース・利用便・宿泊ホテル等行程の一部を変更される場合にも取消とみなし、本項の取消料が適用されます。
 - 旅行代金が期日までに支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、本項の料率で違約料をいただきます。

14. 旅行開始前の解除

- お客様の解除権
- ① お客様は第13項に記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし、契約解除のお申し出は、当社の営業時間内にお受けします。
- ② お客様は次の項目に該当する場合は、取消料なしで旅行契約を解除することができます。
 - 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第22項の表左欄に掲げるもの、その他の重要なものである場合に限りです。
 - 第11項(1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。
 - 当社がお客様に対し、第4項(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までににお渡ししなかったとき。
 - 当社の責に帰すべき事由により、募集広告等に記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。
 - 当社は本項(1)の②により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き、払い戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項(1)の②により、旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻しいたします。
- ③ 当社の解除権
- ④ お客様が第5項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、第13項に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
- ⑤ 次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することができます。
 - お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - お客様が第3項(3)から(5)までのいずれかに該当することが判明したとき。
 - お客様が病氣、必要なる介護者の不任その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
 - お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
 - お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - お客様の人数が募集広告等に記載した最少催行人員に満たないとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目にあたる日より前(日帰り旅行は3日目にあたる日より前)に旅行中止のご通知をいたします。
 - スノーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しないとき。あるいはそのおそれ極めて大きいとき。
 - 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、募集広告等に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。
- ⑥ 当社は本項(2)の②により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から違約料を差し引いて払い戻いたします。また本項(2)の②により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻しいたします。

15. 旅行開始後の解除

- ① お客様の解除権
- ② お客様の責に帰さない事由により募集広告等に記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。
- ③ 本項(1)の②の場合において、当社は、旅行代金において旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額を旅行者に払い戻します。ただし、当該事由が当社の責に帰すべき事由によらない場合

においては、当該金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれらに支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものをお客様に払い戻します。

(2) 当社の解除権

- ① 当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。
- a. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。
- b. お客様が第3項の(3)から(5)までのいずれかに該当することが判明したとき。
- c. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとして。
- d. 天災地変、暴動、暴乱、暴走・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与を得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。

② 解除の効果及び払い戻し

- 本項(2)の①に記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で既に支払い、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様の負担とし、この場合、当社は旅行代金のうち、お客様が 이미 どの提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれらから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払い戻しいたします。
- ③ 本項(2)の①のa、dにより当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。
- ④ 当社が本項(2)の①の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。

16. 旅行代金の払い戻し

- (1) 当社は、第11項の(2)(3)(5)の規定により旅行代金を減額した場合又は第14項から第15項までの規定によりお客様もしくは当社が旅行契約を解除した場合で、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあっては募集広告等に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻いたします。
- (2) 本項(1)の規定は、第18項又は第20項で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。
- (3) お客様は出発日より1ヶ月以内にお申込店に払戻しを申し出てください。
- (4) クーポン券額の引渡し後の払戻しについては、お渡ししたクーポン券額が必要となります。クーポン券額の提出がない場合には、旅行代金の払戻しができないことがあります。

17. 添乗員

- (1) 添乗員が同行するコースには、全行程に添乗員が同行いたします。添乗員の行うサービスの内容は、原則として契約書面に定められた日程を円滑に実施するために必要な業務といたします。旅行中には日程の円滑な実施と安全のための添乗員の指示に従っていただきます。添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。また労働基準法の定めからも勤務中、一定の休息時間を適宜取得させていただきます。
- (2) 現地添乗員同行のコースには、原則として旅行目的地の到着から出発まで現地添乗員が同行いたします。現地添乗員の業務は本項(1)における添乗員の業務に準じます。
- (3) 係員が同行するコースは、添乗員は同行いたしません。係員が旅行を円滑にするために必要な業務を行います。
- (4) 個人型プランには添乗員等は同行いたしません。添乗員等が行ないご旅行は、お客様ご自身での旅程管理をお願いいたします。お客様が旅行サービスの提供を受けるために必要なクーポン額をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続きはお客様ご自身で行っていただきます。尚、当社の営業時間外で連絡が不可能な場合は、ご自身で、残りのご利用予定のサービス提供機関(ホテル、交通機関等)への取消連絡や取消処理をお願いいたします。取消連絡・取消処理をされなかった場合は、権利放棄したことになり、一切の返金を受けられないこととなりますのでご注意ください。
- (5) 現地添乗員が同行しない区間及び係員が業務を行なわない区間において、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続きは、お客様ご自身で行っていただきます。

18. 当社の責任

- (1) 当社は、旅行契約の履行に当たって、当社または当社が手配を代行させた者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の日翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。
- ① 天災地変、気象条件、暴動、これらのために生ずる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
- ② 客災が次に掲げる理由により損害を被られたときは上記の責任を負うものではありません。
- ③ 天災地変、気象条件、暴動、これらのために生ずる旅行日程の変更若しくは旅行の中止
- ④ 運送・宿泊機関等との事故、火災により発生する損害
- ⑤ 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらに生じるために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
- ⑥ 官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
- ⑦ 自由行動中の事故
- ⑧ 食中毒
- ⑨ 自由行動中の事故
- ⑩ 盗難
- ⑪ 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又はこれらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮
- (3) 当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、本項(1)の規定にかかわらず、損害発生の日翌日から起算して14日以内に当社に対して申し出があった場合に限り、お客様1名につき15万円を限度(当社に故意又は重大な過失ある場合は除く)として賠償いたします。

19. 特別補償

- (1) 当社は前項(1)の当社の責任が生じるのか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金(1,500万円)・後遺障害補償金(1,500万円を上限)・入院見舞金(2万円~20万円)及び通院見舞金(1万円~5万円)を、また手荷物の損害につきましては損害補償金(手荷物1個あたり1対あたり10万円を上限1募集型企画旅行お客様1名あたり15万円を上限とします。)を支払います。なお、手荷物の損害に対して保険金を支払うべき保険契約がある場合は、当社は、当社が支払うべき損害補償金の額を減額することがあります。
- (2) 本項(1)にかかわらず、当社の手配による募集型企画旅行に含まれる旅行サービスの提供が一切行われない日については、その旨募集広告等に明示した場合には限り、当該募集型企画旅行参加中とはいしません。
- (3) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中の山岳登山(ビッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュージュ、ボブスレー、スノカイドビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーター化超軽量グライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジョイフルプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故に生じたときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (4) 当社は、現金、有価証券、クレジットカード、クーポン券、航空券、パスポート、免許証、査証、預金証書、貯金証書(通帳及び現金支払機能カードを含みます。)、各種データその他これらに準ずるもの、コンピュータ等当社の約款に定められている補償対象外品については、損害補償金を支払いません。
- (5) 当社が本項(1)に基づく約款支払い義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものとしたします。

20. お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社にお客様が損害の賠償を申し受けます。
- (2) お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたことを認めたときは、旅行地において速やかにその旨を添乗員、幹旋員、現地ガイド、当該旅行サービス提供機関又はお申込店に申し出なければなりません。
- (4) 当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態であると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければならない。
- (5) クーポン券額消失の場合、当該クーポン券額の再発行に伴う運送機関の運賃・料金はお客様のご負担となります。この場合の運賃・料金は、運送機関が定める金額となります。

21. オプションツアー又は情報提供

- (1) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して当社が企画・実施する募集型企画旅行(以下「当社オプションツアー」といいます。)(第19項の適用については、当社は、主たる募集型企画旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社オプションツアーは、募集広告等で「企画者：当社」と明示します。
- (2) オプションツアーの運行事業者が当社以外である旨を募集広告等で明示した場合には、当社は、当該オプションツアー参加中のお客様に発生した第19項で規定する損害に対しては、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います(但し、当該オプションツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨を募集広告等又は確定書面に記載した場合は除きます。)。また、当該オプションツアーの運行事業者の責任及びお客様の責任は、すべて、当該運行事業者の定めにより当社は、募集広告等で「単なる情報提供」として可能なサービス等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なサービス等に参加中にお客様に発生した損害に対しては、当社は第19項の特別補償規程は適用する(但し、当該オプションツアーのご利用日が主たる募集型企画旅行の「無手配日」であり、かつ、その旨募集広告等又は確定書面に記載した場合は除きます。)。が、それ以外の責任を負いません。

22. 旅程保証

- (1) 当社は、下表欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(但し、次の①②③で規定する変更を除きます。)、は、第6項で定める「旅行代金」に同表右欄に掲載する率を乗じた額の変更補償金を旅行終了日翌日から起算して30日以内に当社に払い戻します。ただし、当該変更について当社に第18項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払いします。
- ① 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足(いわゆるオーバーブッキング)が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)
- ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変
- イ. 戦乱
- ウ. 暴動
- エ. 官公署の命令
- オ. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止
- カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
- キ. 旅行参加者の生命又は身体への安全確保のために必要な措置
- ② 第14項及び第15項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。
- ③ 募集広告等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。
- (2) 本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第6項で定める旅行代金に15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がおひとつの額につき1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
- (3) 当社にお客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

キング)が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)

ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変

イ. 戦乱

ウ. 暴動

エ. 官公署の命令

オ. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止

カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供

キ. 旅行参加者の生命又は身体への安全確保のために必要な措置

② 第14項及び第15項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。

③ 募集広告等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。

(2) 本項(1)の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第6項で定める旅行代金に15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がおひとつの額につき1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。

(3) 当社にお客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

変更補償金

当社が変更補償金を支払う変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
① 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5 %	3.0 %
② 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他旅行の目的地的変更	1.0 %	2.0 %
③ 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金ものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0 %	2.0 %
④ 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0 %	2.0 %
⑤ 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0 %	2.0 %
⑥ 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0 %	2.0 %
⑦ 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0 %	2.0 %
⑧ 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、又は景観その他の客室条件の変更	1.0 %	2.0 %
⑨ 上記①から⑧に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5 %	5.0 %

注1 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始日より以降に旅行者に通知した場合をいいます。

注2 確定書面に交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスとの間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

注3 ③④に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴う場合、1泊につき1件として取り扱います。

注4 ④運送機関の会社名の変更については、等級又は設備のより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。

注5 ④⑦⑧に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。

注6 ⑨に掲げる変更については、①から⑧の料率を適用せず、⑨の料率を適用します。

23. 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客さまとの旅行条件

当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」という)のカード会員(以下「会員」といいます)より所定の伝票への会員の署名なくして旅行代金等の支払を受けることを条件に電話、郵便、ファクシミリ、インターネット、その他の通信手段による旅行のお申込を受理する場合があります。(以下「通信契約」といいます) 通信契約の旅行条件は通常の旅行条件と、以下の点で異なります。

- (1) 本項でいうカード利用日とは、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日を行います。
- (2) 申し込みの際し、「会員番号(クレジットカード番号)」、「カード有効期限」等を当社に通知していただきます。
- (3) 通信契約による旅行契約は、当社の旅行契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達したときに成立するものとします。
- (4) 当社は提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして募集広告等に記載する金額の旅行代金又は第13項に定める取消料の支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は契約成立日として解除します。
- (5) 契約解除のお申し出があった場合、当社は旅行代金から取消料を差し引いた額を解除の申し出の日翌日から起算して7日以内(減額は旅行開始後の解除の場合は、30日以内)をカード利用日として払い戻します。
- (6) 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのご支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、当社が別途指定する期日までに現金にて旅行代金をお支払いいただきます。当該期日までに、お支払いいただけない場合は第13項(1)の取消料と同額の違約料を申し受けます。

24. 旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日については、ホームページ、パンフレットに明示した日となります。

25. 個人情報の取扱い

- (1) 当社は、旅行申込みの受付に際し、所定の申込書に記載された項目についてお客様の個人情報を取得いたします。お客様が当社にご提供いただく個人情報の項目をご自分で選択することはお客様の任意ですが、全部又は一部の個人情報をご提供いただけない場合であっても、お客様との連絡、あるいは旅行サービスの受領のために必要な手続がとれない場合、お客様との連絡、ご依頼をお引受けできないことがあります。取得した個人情報は「受託販売権」に記載された(総合)旅行業務取扱管理者が、個人情報管理者を代理してご対応いたします。
- (2) 当社より取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内、お客様の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続きが必要な範囲内、並びに旅行先への土産物店等のお客様のお買物等の便宜のために必要な範囲内でお申込みいただいたパンフレット及び土産物店(2)の最終旅程表に記載された運送機関・宿泊機関等及び保険会社、土産品店に対し、前号により取得した個人情報及び搭乗される航空便名に係る個人データを、予め電子的方法等で送付することによりご案内いたします。その他、当社は、①当該及び当社の提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内②旅行参加後のご案内や感想の提供のお願い③アンケートのお願い④特典サービスの提供⑤統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただきますこととがあります。
- (3) 当社は、旅行中・前号に、お客様が個人情報を開示し、お客様の旅行中との連絡先の方の個人情報を伺いいたします。この個人情報は、お客様に疾病等があった場合、連絡先の方へ連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて連絡先の方の同意を得るものとします。
- (4) 当社は、手配代行業務、旅行添乗業務、空港等でのあふれサービス業務等において、本項(1)により取得した個人情報を取扱業務の一部又は全部を他社へ委託することがあります。この場合、当社は当該委託先企業を、当社基準により選定し、秘密保持に関する契約を交わした上で個人情報を預託いたします。
- (5) 当社が保有するお客様の個人データに関する開示・訂正・削除のお申し出については、当社ホームページ(https://hattrip.info/privacypolicy)をご参照ください。
- (6) 当社は、お客様より利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去、第三者提供の記録の請求があった際には、速やかに対応するものとします。

26. その他

- (1) お客様が個人的案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- (2) お客様のご便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。当社では、商品の交換や返品等のお手伝いはいたしません。
- (3) お客様のご都合による当日の航空便、行程の変更はできません。当社が手配した航空機以外に搭乗される場合は、当社の手配債務・旅程管理債務は履行されたとし、また、当該変更部分に関わる旅程保証責任・特別補償責任は免責となりますので、ご了承ください。
- (4) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- ※ 旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理、その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費費などの諸費が課せられますのでご了承ください。

この旅行条件書は2022年4月の基準に基づきます。
(更新日: 2022年4月1日)



ハустステン観光株式会社

長崎県佐世保市ハустステン町1番地1

(長崎県知事登録旅行業第2-121号)

社団法人全国旅行業協会会員